

約款

2025年4月1日 版

Boost MEDIA約款

目次

第1条	3
第2条	3
第3条	3
第4条	3
第5条	3
第6条	3
第7条	4
第8条	4
第9条	4
第10条	4
第11条	5
第12条	5
第13条	5
第14条	5
第15条	6
第16条	6
第17条	6
第18条	7
第19条	7
第20条	7
第21条	7
第22条	7
第23条	8
第24条	8
第25条	8
第26条	8
第27条	9
第28条	9
第29条	9
第30条	10
第31条	10
第32条	10
第33条	10
第34条	10

Boost MEDIA約款

第1条 （本約款の目的）

このBoost MEDIA約款（以下、「本約款」といいます。）は、株式会社B.（以下、「当社」といいます。）が、当社が提供するBoost MEDIAサービスとして第6条に定める内容のサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用を目的とする契約（以下、「本契約」といいます。）の内容及びその申込方法等について定めることを目的とします。

第2条 （申込の方法）

1. 本サービスの利用を希望する者は、本約款の内容を承諾した上で、当社が別に定める様式の注文書（以下、「本サービス注文書」といいます。）のすべての項目を漏れなく記入し、捺印のうえ、当社が指定する方法によって、これを当社に提出するものとします。
2. 本サービスの申込者は、前項に基づく本サービス注文書の提出をもって、本約款の内容を確認し、同意したものとみなします。
3. 契約者は、本サービスの提供を受けるに際し、その提供に必要となるサービスを提供する第三者（Meta 社および当社指定の連絡用ツールの提供会社を含みますが、これに限りません。）の規約に同意し、遵守するものとします。

第3条 （本契約の成立要件）

本契約は、次の各号に掲げるすべての事由を充足することを要件として成立するものとします。

- (1) 本サービス注文書が当社に到達すること。
- (2) 当社が本サービスの申込みに対して承諾の意思表示を行うこと。

第4条 （承諾を行わない場合）

1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本サービスの申込みに対して承諾を行わないことがあるものとします。
 - (1) 本サービスの申込者が、本契約に違反した事実がある場合、又は違反することが合理的に予想される場合。
 - (2) 本サービスの申込者が、当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じている場合、又は過去において遅滞が生じたことがある場合。
 - (3) 本サービスの申込者が、当社又は当社のグループ会社のサービスの信用を毀損するおそれがある場合。
 - (4) 本サービスの申込みに際して当社に対し虚偽の事実を申告したと当社が判断した場合。
 - (5) 本サービスの提供が、技術上困難と考えられる場合。
 - (6) 本サービスの申込者が、反社会的勢力（第29条第1項第1号に定義されます。以下同じ。）である場合、又は本サービスの申込者が、反社会的勢力の構成員である場合。
 - (7) 前各号に定めるときのほか、当社が業務を行う上で支障がある場合又は支障の生じるおそれがあると当社が判断した場合。
2. 前項の場合には、当社は承諾を行わない旨を本サービスの申込者に通知しません。

第5条 （本契約の成立時期）

本契約は、当社が本サービスの申込みに対する承諾の意思表示を行う内容の注文請書が本サービスの申込者に到達した時点で成立するものとします。

第6条 （本サービスの内容）

1. 本サービスの内容は、次の各号に定めるとおりとし、具体的な業務内容は、本サービス注文書、その他当社と本サービスの契約を締結した者（以下、「契約者」といいます。）間で合意のうえ定める文書（以下、これらの文書を総称して「本サービス注文書等」といいます。）に記載するものとします。
 - (1) 契約者のアカウント作成、ヒアリング業務
 - (2) 契約者のInstagram投稿用素材の作成、編集、ライティング作成業務
 - (3) 契約者のInstagram投稿運用代行業務（フィード投稿、リール投稿、ストーリーズ投稿）
 - (4) 前各号に関する契約者からのメール（24時間受付、5営業日以内に返信）での問い合わせ対応

(5) 前各号のほか、当社が別途指定した業務

第7条 (保証等)

1. 当社は、次の各号につき、いかなる保証も行わないものではありません。当社は、理由のいかんを問わず、契約者に対し、本約款で規定されている内容及び範囲を超えて、いかなる保証も行わないものではありません。
 - (1) 本サービスの導入又は利用に起因して契約者に不具合や障害が生じないこと。
 - (2) Instagramの運用における閲覧数及び売り上げ等の何らかの成果について、契約者の希望に沿った結果になること。
 - (3) 本サービスが契約者の特定の目的に適合し、有用であること。
 - (4) 本サービスが契約者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合すること。
2. 回線障害、サーバの故障、Meta社を含む第三者側の都合または仕様変更等により、当社が契約者のために保有するデータの損失が生じた場合

第8条 (本サービスの契約形態)

契約者及び当社は、本契約が契約者のInstagram運用を支援する準委任契約であることを確認します。

第9条 (本契約の期間及び本サービスの提供期間)

1. 本契約の期間は、第5条に定める本契約の成立時点から、次項に定めるサービス提供期間の終了時点までとします。
2. 本サービスの提供期間は、当社の定める様式による注文書を当社が受領した場合において、当該注文書記載に属する月の翌月1日から、6ヶ月間とします。その後は解約の意思がない限り1ヶ月ごとの自動更新となり、解約の場合、解約を希望する月の20日までにメールによる意思確認をもってサービス終了手続きを行うものとする。」

第10条 (本サービスの利用料金等)

1. 本サービスの利用料金は、サービス提供期間の開始時点から発生するものとします。
2. 本サービスの利用料金は、初期費用及び月額料金とし、その詳細は、本サービス注文書等において定めたとおりとします。また、広告運用に関する広告運用費はAppleサービス利用料とサービス提供時の為替の影響を鑑みた上で、広告運用費に対して30%~35%の料金が別途発生します。
3. 当社は、本サービスの利用料金について、毎月末締めで請求書を発行し、契約者は、翌月末日（ただし、口座振替、クレジットカード決済の場合は、当社が別途指定する日）までに、当社が別途指定する銀行口座への振込送金、口座振替、クレジットカード決済その他当社が指定する決済方法のうち、契約者が選択する方法によりこれを支払うものとします。契約者は、本サービスの利用料金が請求された後は、当該請求に係る支払方法を変更できないものとします。
4. 当社は、利用料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
5. 契約者が、当社に対し利用料金を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し利用料金と合わせてこれに対する消費税相当額を支払うものとします。
6. 本サービスの提供期間中に消費税率が変更された場合は、本サービスが現実に提供された時点における消費税率を適用するものとします。ただし、「税率引上げに伴う経過措置」の適用対象となるサービスを除きます。
7. 支払に要する費用（ただし、クレジットカード決済に係る加盟店手数料を除きます。）は、契約者の負担とします。
8. 前各項のほか、本サービスの利用料金の計算方法、支払方法の詳細等については、本サービス注文書等において定めるものとします。

第11条 (契約者への連絡)

1. 当社から契約者への連絡は、書面の送付、電子メールの送信、本サービス上での表示又は当社サイトへの掲載等、当社が適当と判断する手段によって行います。当該連絡が、電子メールの送信、本サービス上での表示又は当社サイトへの掲載によって行われる場合は、インターネット上に配信された時点で契約者に到達したものとします。
2. 契約者から当社への連絡は、当社所定の宛先への書面の郵送又は当社所定のアドレス宛のメール送信にて行うものとし、当該書面又はメールが当社に受領又は受信された時点で、連絡が到達したも

のとみなします。当社は、上記宛先又は方法以外の問い合わせについて対応できず、契約者は予めこれを了承するものとします。

第12条（契約者情報変更の届出）

1. 本サービスの申込みの際に当社に知らせた事項について変更があったときは、当社が別途に定める方式に従って、その変更の内容を速やかに当社に届け出るものとします。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本サービスの提供及び本サービスに関するその他の事務を行います。
3. 前二項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。
4. 本条第1項及び本条第2項の規定は、相続又は合併により本約款に基づく契約者の地位の承継があった場合にこれを準用します。この場合には、本約款に基づく契約者の地位を承継した方が、本条に定める変更の届出を行うものとします。

第13条（担当責任者）

1. 契約者は、本サービスの提供を受けるにあたり、当社が指示した場合、予め担当責任者の連絡先等を、当社が指定する手段で当社に届け出るものとします。
2. 契約者は、担当責任者が交代した場合又は連絡先等に変更がある場合には、直ちに当社に届け出るものとします。
3. 当社が本サービスを提供するにあたり契約者に連絡するときは、担当責任者に対して連絡すれば足りるものとし、契約者が、前項の通知を怠ったことにより当社からの連絡を認識せず、又は当社からの連絡が不能なことに起因して契約者（本サービスに関連する契約者の顧客（求職者を含みます。以下同じ。）、契約者が提供するサービスの利用者、その他の契約者の関係者を含みます。）に損害が生じたとしても、当社は当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
4. 担当責任者が日本国外に居住することにより契約者に損害が生じた場合も前項と同様とします。
5. 担当責任者が日本国外に居住することにより当社に国際電話料金等の追加費用が生じた場合には、契約者は当該費用を当社に対して支払うものとします。

第14条（協力義務等）

1. 契約者は、当社が別途要請した場合、当社が本サービスを提供する上で必要な正確な資料及び情報を用意又は作成して当社に適時に提供する等の必要な対応を行うものとします。
2. 当社は、契約者と別途の合意をした場合、本サービスを提供するために、契約者のネットワーク、サーバー、インスタンスその他の機器にアクセスし、本サービスを提供するための必要な業務を行うことができるものとし、契約者はこれに協力するものとします。
3. 契約者は、前項の規定により当社が契約者の利用するネットワーク、サーバー、インスタンスその他の機器にアクセスする際の電力、通信回線等の使用料を負担するものとします。
4. 契約者は、本サービスを利用するために必要となる通信機器、ソフトウェア（当社が本サービスの利用に必要な又は適切なソフトウェアを指定した場合には、当該ソフトウェア）その他の全ての設備を、自らの費用及び責任において用意するものとします。
5. 契約者が前各項の義務を果たさなかったことにより、当社による本サービスの履行が遅滞し、又は不完全若しくは不能となった場合、契約者（本サービスに関連する契約者の顧客、契約者が提供するサービスの利用者、その他の契約者の関係者を含みます。）に損害が生じたとしても、当社は当該損害を賠償する責任を負わないものとします。ただし、当社に故意又は重過失がある場合は、この限りではありません。
6. 契約者は、本サービスの利用に際して、当社又は第三者の財産権、プライバシー権、肖像権を侵害する行為又はこれらを侵害するおそれのある行為を行わないものとします。

第15条（再委託）

1. 当社は、自己の責任において、本サービスを提供するための必要な業務の全部又は一部を再委託先に委託することができるものとします。
2. 前項の定めにより、再委託先に業務を委託する場合には、当社は当該再委託先に本契約によって当社に課された義務と同等の義務を課すものとし、当該業務に関する再委託先の行為について責任を負うものとします。

第16条（本サービスの停止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断するときには、本サービスの提供を停止することができるものとします。
 - (1) 本サービスに関連する電気通信設備等の保守、工事、障害等やむを得ない事由があるとき。
 - (2) 当社が本サービスに係るシステムの緊急保守を行うとき。
 - (3) 本サービスの利用料金の支払日までに、契約者が本サービスの利用料金を支払わないとき。
 - (4) 契約者が本契約に定める条項のいずれかに違反したとき、又は第17条第1項各号のいずれかに該当したとき。
 - (5) 契約者が法令に違反し若しくは違反するおそれのある態様又は公序良俗に反する若しくは反するおそれのある態様において本サービスを利用したとき。
 - (6) 裁判所、監督官庁その他の政府機関による正当な手続を経た通信の停止命令が出されたとき。
 - (7) 前各号のほか、契約者が、本サービスに関する当社の業務の遂行等に著しい支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを停止しようとするときは、予めその理由及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合にはこの限りではありません。
3. 当社は、当社が本条第1項に基づき本サービスの提供を停止したことにより契約者（本サービスに関連する契約者の顧客、契約者が提供するサービスの利用者、その他の契約者の関係者を含みます。）に損害が生じたとしても、一切の責任を負わないものとします。
4. 本条第1項の各号に該当するため当社が本サービスの提供を停止する場合及び契約者が本契約に基づく義務の履行を怠り、当社が本サービスを提供することができない場合でも、契約者は本契約に基づく当社に対する金銭の支払い義務は免れないものとします。

第17条（契約の解除）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要することなく直ちに本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反状態を是正しないとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置を受けたとき。
 - (3) 破産手続の申立て、民事再生手続開始の申立て、会社更生手続開始の申立て若しくは特別清算開始の申立て又はこれらの手続の開始決定があったとき。
 - (4) 仮差押え、仮処分、差押え、滞納処分又は競売手続の開始があったとき。
 - (5) 営業を停止し若しくは廃止し、又は営業譲渡、解散、合併の決議をしたとき。
 - (6) 第三者に企業買収されたとき又は主要株主に変動があったとき。
 - (7) その他財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
2. 契約者の過度に頻繁な問合せ、訪問の要請等本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し本サービスの遂行に支障を及ぼしたと当社が判断したとき。前項のほか、当社は契約者が第16条（本サービスの停止）第1項第3号乃至第7号のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めて催告しても是正されないときは、本契約を解除することができるものとします。
3. 前項までに定めるほか、契約者は、当社に対して書面による通知をすることによって、当該通知が当社に到達した月の翌月末日をもって本契約を解約することができるものとします。
4. 当社が第21条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスを廃止した場合には、当該廃止した日に本契約が解約されたものとします。
5. 本条に基づき、本契約が終了した場合であっても、当社はすでに受領した本サービスの利用料金等を返金する義務を負わず、契約者が本サービスの利用料金等の支払い義務を免れることもありません。また、当社は、本条に基づき本契約が終了したことによって契約者に損害が発生したとしても、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。

第18条（解約料）

前条第1項乃至第3項に基づき本契約が解除又は解約された場合には、契約者は、解約料（違約金）としてサービス提供期間の残期間に対応する本サービスの利用料金相当額を、当社が別途定める期日までに支払うものとします。

第19条（返金等）

当社は、本サービスの利用料金等を受領した場合には、いかなる事由があってもその返金を行わないものとします。

第20条（本サービスの廃止）

1. 当社は、業務上の都合により、契約者に対して現に提供している本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。本サービスの提供期間中に本サービスの廃止を行う場合には、事前にその旨を契約者に通知します。
2. 当社は、本サービスの廃止に関して契約者又は第三者（本サービスに関連する契約者の顧客、契約者が提供するサービスの利用者、その他の契約者の関係者を含みますが、これらに限りません。）に損害が発生したとしても、一切の責任を負担しないものとします。

第21条（契約者のデータ等の保全）

当社は、期間の満了、解除、その他事由のいかんを問わず本契約が終了した場合には、契約者から提供されたデータ等一切の終了後の保全又は保管を保証しません。

第22条（損害賠償）

1. 当社は、故意又は重過失がある場合を除き、本契約に関連して契約者又は第三者（本サービスに関連する契約者の顧客、契約者が提供するサービスの利用者、その他の契約者の関係者を含みますが、これらに限りません。以下本条において同じ。）に生じた損害について、その損害を賠償する責任を負わないものとします。
2. 本サービス提供後（契約者の希望によるアカウントの新規登録も含みます。）のMeta社の基準による本サービスに利用するアカウントに対する措置によって生じた損害（アカウントの停止、削除、ペナルティを指しますが、これに限りません。また、同アカウントで利用するMeta社が提供する他のサービスに関するMeta社の措置も含みます。）
3. 本サービスを提供するために当社が準備するもしくは利用する他の事業者が提供する電気通信設備（サーバを含みます。）の事情、またはメンテナンスによる本サービスの提供の休止、停止、または遅延
4. 本契約の他の条項にかかわらず、当社は、次の各号に該当する損害については、一切の責任を負いません。
 - (1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害。
 - (2) 第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害。
5. 本契約の他の条項にかかわらず、当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由により契約者又は第三者に損害が生じた場合において、当社の過失の有無やその程度にかかわらず、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。
 - (1) 当社の責めに帰さない事由に基づき、データ等が本サービスに関連するシステムの故障その他の事由により滅失若しくは損傷し、又は外部に漏洩したこと。
 - (2) 当社の責めに帰さない事由に基づき、契約者又は第三者が本サービスに関連するシステムに接続することができず、又は本サービスに関連するシステムに接続するために通常よりも多くの時間を要したこと。
 - (3) 当社の責めに帰さない事由に基づき、契約者又は第三者が本サービスに関連するシステムに蓄積されたデータ等を転送することができず、又は転送するために通常よりも多くの時間を要したこと。
6. 当社及び契約者は、本サービスに係る業務について、自己の責に帰すべき事由によって相手方に損害を与えた場合には（当社については故意又は重過失がある場合に限り）、本契約の解約の有無にかかわらず、当社が受注した個別の本サービスの利用料金を上限として、当該損害を賠償する責任を負うものとします。
7. 本条の規定は、債務不履行、原状回復義務、不当利得、不法行為その他請求原因を問わず、全ての損害賠償に適用されるものとし、当社及び契約者は、相手方に対して損害その他の負担につき、本条に基づく損害賠償以外の賠償、補償、その他の請求又は主張等を行うことはできないものとします。

第23条（紛争処理）

契約者が、本契約に関連して第三者（本サービスに関連する契約者の顧客、契約者が提供するサービスの利用者、その他の契約者の関係者を含みますが、これらに限りません。以下本条において同

じ。)からクレームを受け又は第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は、直ちにその内容を当社に通知すると共に、契約者の費用と責任において、当該クレーム又は紛争を処理し、その進捗及び結果を当社に報告するものとします。

第24条 (不可抗力)

当社及び契約者は、天災、地震、火事、交通機関の労働争議、騒乱、伝染病、納入業者の債務不履行、法令の変更、政府、関連省庁若しくは地方公共団体による規制、指示その他の指導、輸送機関の問題又は自己のコントロールの及ばない事項等の不可抗力によって、本契約上の債務の不履行又は相手方に損害が生じたとしても、何ら責任を負わないものとします。

第25条 (知的財産権等)

1. 本サービスに関連する著作権およびその他の知的財産権(著作権法第27条および第28条を含みます。以下、「知的財産権」といいます。)について、本サービスに関連する著作物について提供者に帰属するものとします。なお、Instagramに掲載した時点で、当該掲載物にかかる著作権(文字、画像により表現された著作物にかかるものの権利をいい、Instagramや当社プログラムにかかる著作物に係る権利は含みません。)は、当社から契約者に移転するものとします。移転後の掲載物にかかるトラブルについては、契約者が責任を負うものとします。
2. 契約者は、契約者が提供した著作物について、本サービスの提供の範囲で当社が編集もしくは加工することを許諾します。
3. 本サービスの提供によりInstagram上に掲載した情報について、当社が契約者に著作権を移転したもののにつき、著作者人格権を当社が行使することがあることについて、契約者は予め同意するものとします。なお、この行使に伴い、当該著作物(契約者の情報を含むが、Instagram上に公開しているものに限り、)について、当社が当社の事業の範囲において広告物等に利用することがあることについても契約者は予め同意するものとします。

第26条 (Instagramアカウント)

1. Instagramアカウントについて、本契約期間中、本サービス提供のために当社が共有・共用することができるとし、契約者は予めこれを了承するものとします。
2. 契約者は、本契約期間中、当社の事前の承諾なく、Instagramアカウントを当社以外の第三者に貸与または共有・共用しないものとします。また、InstagramアカウントのID、パスワードを第三者に開示・漏洩することのないよう管理するものとします。
3. 契約者は、InstagramアカウントのID、パスワードでログインがされ、本サービスが利用されたとき、当該利用行為が契約者自身の行為であるか否かを問わず、契約者自身の利用とみなされることに同意するものとします。そのため、契約者は、乗っ取りその他事由によりInstagramアカウントが当社(その再委託先も含みます。)及び利用者以外の第三者に利用されていることが判明した場合、速やかにその事を当社に報告するものとします。
4. 契約者は、自己のIDパスワードの管理について一切の責任を負うものとし、契約者の管理不十分等によってID、パスワードが第三者に利用されたことによって契約者が被る損害については、当社の故意または重過失による場合を除き、当社は一切責任を負いません。

第27条 (契約上の地位の処分の禁止等)

1. 契約者は、当社の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできないものとします。
2. 当社が、本サービスに係る事業を第三者に譲渡(通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。)した場合には、当該事業譲渡に伴い、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務並びに登録事項、個人情報、その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、かかる譲渡に予め同意するものとします。

第28条 (反社会的勢力の排除)

1. 当社及び契約者は、自ら、自らの親会社、子会社、関連会社若しくは関係者が、現在、かつ、未来にわたっても次の事項を誓約するものとします。
 - (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、「反社会的勢力」といいます)ではないこと。

- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
- (3) 反社会的勢力が経営に関与していないこと。
- (4) 反社会的勢力に資金提供を行う等、その組織の維持、運営に関与していないこと。
- 2. 当社及び契約者は、前項の誓約に反する事実が判明した場合、相手方に対して、何らの催告を要せず即時に本契約を解除することができるものとします。
- 3. 当社及び契約者が、第1項に違反した場合、当社及び契約者は、相手方に対して負っている債務の一切について期限の利益を失い、直ちに相手方に対する全ての債務を履行するものとします。
- 4. 本条第2項に基づき当社から本契約を解除された場合でも、契約者は、支払済みの本サービスの利用料金は返還されず、また、本契約の残期間分の本サービスの利用料金の支払義務を免れないものとします。
- 5. 当社及び契約者は、本条に定める解除を行った場合であっても、相手方に対する損害賠償請求権を失わないものとします。なお、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することはできないものとします。

第29条（個人情報の取扱い）

- 1. 当社は、本サービス提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス（以下、合わせて「個人情報」といいます。）を取得します。
- 2. 当社は、前項の規定により取得した情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。なお、本約款と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本約款が優先するものとします。
- 3. 当社は、当社が提供する役務又は販売するサービス、商品等の紹介、提案及びコンサルティングに必要となる範囲内で、本条第1項の規定により取得した情報を統計化した情報を利用することがあります。
- 4. 当社は、個人情報保護法の規定に基づき、本条第1項の規定により取得した情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。
- 5. 当社は、契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。

第30条（輸出管理）

契約者は、本サービス等の全部若しくは一部を単独で、又は他の製品と組み合わせ、若しくは他の製品の一部として、直接又は間接を問わず、次の各号に該当する取り扱いをする場合、「外国為替及び外国貿易法」の規制、米国輸出管理規制等の外国の輸出関連法規を確認して遵守し、必要な手続をとるものとする。

- (1) 輸出するとき。
- (2) 海外へ持ち出すとき。
- (3) 非居住者へ提供し、又は使用させるとき。
- (4) 前三号に定めるほか、「外国為替及び外国貿易法」等又は外国の輸出関連法規に定めがあるとき。

第31条（存続条項）

理由のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、第18条（解約料）、第23条（損害賠償）、第27条第7項（機密保持）、第28条（契約上の地位の処分の禁止等）、第29条（反社会的勢力の排除）第4項及び第5項、第33条（輸出管理）、本条（存続条項）、第33条（裁判管轄）並びに第34条（準拠法）は、期間の定めなく有効に存続するものとします。

第32条（準拠法）

本契約の準拠法は、日本法とします。

第33条（紛争の解決のための努力）

本契約に関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神に基づき誠実に解決するための努力をするものとします。

第34条（本約款の変更）

- 1. 当社は、以下の場合に該当すると当社が判断したとき、本約款の内容を変更することができます。
 - (1) 本約款の変更が契約者の一般の利益に適合するとき。

- (2) 本約款の変更が、本契約の目的に反せず、当該変更の必要性、変更後の本約款の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社が本約款を変更する場合、当社は、効力発生日を定めた上、契約者に対して、書面、電子メール又は当社ウェブサイトへの掲載等当社が適当と判断する方法により、事前に変更後の本約款の内容及び効力発生日を相当な期間をもって周知するものとし、当該効力発生日の到来をもって、変更後の本約款が適用されるものとします。